平成１９年第４回那須烏山市議会臨時会（第１日）

平成１９年１１月１日（木）

開会　午前１０時０２分

閉会　午後　０時０３分

◎出席議員（１９名）

１番	松本勝栄君	２番	渡辺健寿君
３番	久保居光一郎君	４番	髙徳正治君
５番	五味渕博君	６番	沼田邦彦君
７番	佐藤昇市君	８番	佐藤雄次郎君
９番	野木勝君	１０番	大橋洋一君
１１番	五味渕親勇君	１２番	大野曄君
１３番	平山進君	１４番	水上正治君
１５番	小森幸雄君	１６番	平塚英教君
１７番	中山五男君	１８番	樋山隆四郎君
１９番	滝田志孝君		

◎欠席議員（１名）

２０番　髙田悦男君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	雫正俊君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君
農政課長	中山博君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

書　　記　　　　　　　菊　地　唯　一

〇議事日程

日程　第　１　会議録署名議員の指名について（議長提出）

日程　第　２　会期の決定について（議長提出）

日程　第　３　議案第２号　那須烏山市定住促進条例の制定について（市長提出）

日程　第　４　議案第１号　平成１９年度那須烏山市一般会計補正予算ついて（市長提出）

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

［午前　１０時０２分開会］

○議長（小森幸雄君）　ただいま出席している議員は１９名であります。２０番髙田悦男議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成１９年第４回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第１２１条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めておりますので、ご了解願います。

次に、本日の臨時会にあたり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようにお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君）　ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇　あいさつ〕

○市長（大谷範雄君）　改めましておはようございます。

本日は、平成１９年第４回那須烏山市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位には、大変ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、過日１０月２８日より２泊３日の期間で第１回那須烏山市民号の旅行を企画をさせていただきました。もとよりこの市民号はＪＲ烏山線電化促進並びに利用向上促進を目的にしたものであります。さらに、合併後初めての企画でありましたので、市民の皆さんの融和融合を図った事業でもございました。

議会からも小森議長を初め烏山線利用向上対策調査特別委員長平塚議員、副委員長の渡辺議員に参画をいただきまして、大変心から感謝を申し上げます。総勢６０名の市民の皆さんの参加をいただきまして、旅行中大変すばらしく楽しい旅行ができたと認識をいたしております。今後もいろいろな諸施策を講じまして、このＪＲ烏山線の利用向上、電化促進に向け努力を傾けていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、本日の臨時会は、定住促進条例案件ほか補正予算の２件につきまして上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（小森幸雄君）　本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読させます。

〔事務局長　朗読〕

議事日程

平成１９年第４回那須烏山市議会臨時会（第１日）

開　　　議　平成１９年１１月１日（木）　　午前１０時

日程　第　１　会議録署名議員の指名について（議長提出）

日程　第　２　会期の決定について（議長提出）

日程　第　３　議案第２号　那須烏山市定住促進条例の制定について（市長提出）

日程　第　４　議案第１号　平成１９年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（小森幸雄君）　　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第８０条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

１９番　滝田志孝君

１番　松本勝栄君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（小森幸雄君）　　日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君）　　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

◎日程第３　議案第２号　那須烏山市定住促進条例の制定について

○議長（小森幸雄君）　　日程第３　議案第２号　那須烏山市定住促進条例の制定についてを議題といたします。なお、議案書の朗読については会議規則第３６条の規定に基づき、議長が

必要と認める場合を除き省略をいたします。

　市長の提案理由の説明を求めます。

　市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第２号　那須烏山市定住促進条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

　本条例は、市内における住宅取得者等に対して奨励金の支給を行うことによりまして、市外からの転入と市民の定住の促進を図り、市の活性化に寄与することを目的として制定するものであります。

　本制度の概要でございますが、奨励金につきましては土地及び家屋のみの取得、空き家住宅の改修、それぞれのケースに応じまして３０万円を限度として支給をいたします。条例の施行は事前の周知期間が必要となりますことから平成２０年１月１日とし、制度の適用は平成２５年３月３１日までとしております。

　詳細につきましては、総務部長より補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君）　　次に、担当部長の補足説明を求めます。

　総務部長大森　勝君。

○総務部長（大森　勝君）　　命によりまして、議案第２号　那須烏山市定住促進条例について、運用面を含めまして条文に沿ってご説明を申し上げます。

　では１ページをお開きいただきたいと存じます。第１条の目的関係につきましては、市内において住宅を取得した者等に対して奨励金を交付することにより、市外からの転入と既存市民の定住の促進を図り、市の活性化に寄与することを目的として規定いたしたものでございます。この目的の中で、住宅取得等という用語を用いておりますのは、住宅取得のほかに空き家改修も奨励金の対象といたしたため用いたものでございます。

　第２条関係については、この条例において繰り返し用いる用語の意味について明確にいたしたものでございまして、第１号につきましては、住民基本台帳に記録され、または外国人登録原票に登録された者が市内の同一の住宅に継続して居住することを定住とすることとし、第２号の住宅の定義は独立した生活を営むことを条件として、居室と専用の台所、浴室、便所、玄関を有している専用住宅、併用住宅のほか、分譲マンション、区分所有も住宅といたしたものでございます。

　第３号の中古住宅の定義につきましては、過去に居住の用に供されたことのある住宅とし、別荘についても定住を目的として取得した場合は、中古住宅の範囲といたしたものでございま

す。

第４号の住宅取得については、自己の居住の用に供するための住宅、土地を取得することをいうこととし、相続、贈与等については通常の取得に比べて一般的に取得経費が安くなるため、住宅取得から除外をいたしてございます。

第５号空き家改修等につきましては、住宅のために必要となる規則で定める改修とし、規則においてはトイレ、おふろ等の設備、内装、屋根の改修等を想定いたしております。参考までに、現在までの空き家登録件数を申し上げますと、現在４戸が登録をされております。また、住宅の取得日の考え方等については、税務の課税の定義により運用いたしたいというふうに考えております。

次に第３条の交付の対象につきましては、定住を目的として住宅（土地も含むことになりますけれども）を取得し、当該住宅に居住する者、市の空き家等情報バンク制度に登録している空き家を居住のために改修し、入居する者に対して奨励金を交付することといたしたものでございます。予算の範囲内という用語をこの中で用いておりますが、年度によって奨励金の額が異なる取り扱いは原則できないというふうに思っておりまして、これらの不足を生じた場合等につきましては、補正ですべて対応をし、運用をしてまいりたいというふうに思っております。

第４条の奨励金の交付、申請につきましては、取得において市長に定住促進奨励金交付申請書を提出することとし、添付書類等については住民票、土地、家屋の登記簿謄本、家屋引き渡し書、売買契約書等の写、定住誓約書等を提出していただくことといたしております。

第５条の奨励金の交付決定にあたりましては、１号から３号までを絶対条件といたしております。第１号では、過去に奨励金の交付を受けたことのある者でないこと。第２号では、中古住宅である場合は、過去に奨励金の交付を受けたことのある住宅でないこと。第３号では、市民税、固定資産税、保育料、水道料等の滞納がないことを条件といたしたものでございます。

すなわち過去に奨励金の交付を受けていないこと。公共料金の滞納がないことを前提に、居住の用に供する新築住宅を取得した場合はすべて認めることになります。中古住宅にあたっては平成１９年１２月３１日以前に建てかえた住宅であって、過去に入居用に供された住宅を取得した場合はすべて認めるということになるわけでございます。

次に第６条の奨励金の交付請求にあたってですけれども、この規則の規定により定住促進奨励金交付申請書を提出していただくということになります。

第７条の奨励金の交付にあたりましては、当該請求書の内容を確認し適当と認めたときは、口座振替を基本とし奨励金を交付をいたすことといたしました。交付時期につきましては、事務の簡素化ということもございまして、年度末の３月の１回という考え方で進ませていただき

たいというふうに思っております。

第８条関係につきましては、偽りその他の不正による奨励金の交付決定を受けた場合、その交付決定を取り消すことといたしたものでございまして、その場合等につきましては第９条において奨励金の返還を命ずることといたしたものでございます。

第１０条につきましては、条例の施行に関し必要な事項を施行規則で定めることといたし、規則に委任をいたしたものでございます。

次に附則関係につきましては、施行時期を平成２０年１月１日とし、第２項では時限条例とし、平成２５年３月３１日までの期間といたしたものでございます。第３項につきましては、平成２５年３月３１日までに奨励金の交付を受けた者が交付決定を取り消された場合に、条例失効後においても奨励金の返還を命ずることができることといたしたもの、また失効の日である平成２５年３月３１日までに奨励金の交付の対象となる住宅を取得した者については、平成２５年４月以降でも請求をできることといたしたものでございます。

次に４ページの別表についてご説明を申し上げます。この別表はそれぞれの区分に応じて奨励金の額を規定いたしたものでございます。住宅及び土地を取得をした場合３０万円、住宅のみの取得の場合２０万円、空き家改修をした場合１５万円を限度とし、当該空き家改修に要した費用の２分の１に相当する額というふうに決めさせていただいております。

ここで注意しなければいけないことは、住宅の敷地となる土地を条例の施行前に先行して取得した場合の取り扱いについてでございます。例えば平成１９年４月１日に当該住宅の敷地となる土地を先行取得した場合につきましては、平成２４年４月１日までに住宅を取得した場合については、区分１、３０万円の住宅に該当するということになります。

私のほうからは以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小森幸雄君）　　以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　議案第２号の定住促進条例の制定についてでありますけれども、これにつきましては６月定例市議会に提案されたものについて議会で否決されまして、その後、市当局のほうが改善策を練って、１０月２２日にこの中身についての説明を全員協議会等でしたところであります。その際に、このように今度の那須烏山市定住促進条例の制定について、変わりますよということで、前の提案のものと今度の新しいものとの正誤表をつくって説明をしたところであります。

その中で、２２日の段階では正誤表のほうで言いますと、外国人登録法の規定による外国人は対象としないというのがあったんですけれども、全員協議会の意見の中では対象にすべきではないかというような意見もあったわけなんですが、それについて検討されるということだっ

たんだけれども、今の説明の中にはなかったような気がしますので、その辺どうなのかなというふうに思います。

さらに、定住の年数については１０年以上ということなんですけれども、この条例が５年間ということになりますと、１０年以上というような考え方と矛盾することにならないのかどうか。誓約書も１０年以上継続して居住しますという誓約書を書くんだけれども、条例が５年間しか効力がありませんから、その５年過ぎについてはどんなふうに考えたらいいのか。先ほどの説明の中ではフラットに今回の提案する条例をさらっと言われたんですけれども、１０月２２日の説明とどこが同じで、どこが違うのか。そこを明確にして説明をしていただきたいと思うんですけれども。とりあえず第１回目。

○議長（小森幸雄君）　　総務部長大森　勝君。

○総務部長（大森　勝君）　　最初に２２日の全員協議会の説明と変更した点について先にご説明を申し上げたいと思います。

平塚議員からお話がありましたように、今回、全員協議会から変更をさせていただいたものにつきましては、外国人を対象にしたということでございます。当初２２日の説明では、条例の有効期間については１０年ということでご説明を申し上げたわけでございますけれども、議員からの意見等を反映するということで５年ということで、正式に言いますと５年３カ月ということになると思いますけれども、そのように修正をさせていただいて今回提案をしております。

さて、外国人を対象にしたかどうかという説明がなかったということでございますので、説明はしたというふうに思っておりますけれども、第２条の定義の中で第１号を見ていただきますと、定住というふうに書いてございまして、住民基本台帳並びに外国人登録法というふうに入れてございます。これについては対象になるということでご理解をいただきたいと思っております。

条例が５年なのに誓約書関係が１０年というのは、整合性が図られないというような考え方だろうと思いますけれども、やはり定住を目的としている条例ということもございまして、補助期間等については検証も含め５年というふうにさせていただいているわけですけれども、長く定住をしていただきたいというようなこともございまして、今回１０年という制限を設けさせていただいております。しかし、運用上においてはいろいろな、６年で転居をする方もいるというふうには思いますけれども、長期にわたって那須烏山市に住んでいただいて人口の増に寄与していただくということを、今回の条例として位置づけをさせていただいております。そういうことで、この年数等についてはご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君）　　１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　外国人の問題は条例には書いてあるんだけれども説明にはなかったということを言ったつもりだったんだけれども、いいです。その問題は別に深くしませんから。

問題は１０年のほうだけれども、簡単に言えば５年の条例にしたというのは、財政状況も加味しながら、定住促進の効果が上がったか上がらないかという検証もしながらということで５年にしたらと。効果が上がればさらに延長をというような考え方だったというふうに思うんですよね。１０年というのはこの奨励金を交付するにあたっては１０年以上住むのが条件ですよということで誓約書をいただくということですよね。

問題なのは、９条では奨励金の交付決定を取り消した場合には、奨励金が交付されているときには期限を定めて全額または一部の返還を命ずることができるというふうにあるんですけれども、この認定審査ですね。一部には誓約書を書かせることもいろいろな法律に触れるのではないかというような考え方もあるんだけれども、全く条件なしというのもおかしいということで、あくまでも誓約書ということだから、紳士協定でそれは守ってもらいたいということでその辺は位置づけるんだろうというふうに思われるんですけれども。

中にはオウム問題も大分前に大騒ぎになりました。あるいは昨今非常にいろいろなものがせちがらくなっておりますので、例えば暴対法絡みのいろいろな団体もありますよね。そういうものが那須烏山市に入り込んで、この奨励金を受けようというようなことでも困ってしまいますので、そういう意味でこの認定審査は非常に厳格にしてもらいたいというふうに思うんだけれども、その辺はどんなふうに考えているのかご説明いただきたいと思います。

６月定例議会の最終日の否決される前に２回ほど全員協議会がやられたんですよね。そこで、市長のほうからの説明では、それまでは市外から転入される方だけが該当だったんだけれども、いろいろ不公平感が出てしまうのではないかとか、あるいは市内に住む若い人たちがほかに出ないように別棟を建てたり、住宅をほかに取得した場合には適用したらいいのではないかというような議員からの要求にこたえて、それについて条例を認めてもらった後に全国や県内のいろいろな類似の制度条例を精査して、ばらまきにはしない。そして、身の丈に合ったようなものを市内の方も含めて該当するように改善をするというような説明であったのかなというふうに思うんですけれども。

今回の条例は新聞等でも案が発表されておりますし、それについて、すべての市民が該当になったということで喜んでいる方もおりますが、一方では定住促進という目的の、市内において定住を目的として住宅を取得した者に対して奨励金を交付する。市外からの移住による人口増加及び市民の定住促進を図る。もって市の活性化に寄与するというふうに書いてあるんです

けれども、こういう目的ではなくて、新築、リフォーム、すべてに該当するわけですから、あらゆる建築のために奨励金を出す、ここで言えば台所とか浴室とか便所とか玄関とかそういうものがなければだめだという規定はありますが、子供の勉強部屋をつくるのには該当しないのかな。台所や浴室や便所や玄関を別棟の子供の勉強部屋をつくって建築許可が得られれば、それは該当になるのかもしれませんが、すべての建築物に該当になるというのはこの本来の目的から大きく逸脱をして、ばらまきになっちゃうのではないのというような市民の方もおります。

私はできる限り不公平感がないようにすべきだというようなことでおりましたので、枠が広がったのは非常に結構なんだけれども、市長が言っていた身の丈に合った定住促進ということである程度の線引きは執行部のほうでやりますということだったんだけれども、今回の条例はすべての市民が対象になったということなので、線引きがなくなっちゃったのかなというふうに思っている市民が多くいるんですよ。その辺で果たしてこの目的に沿ったことができるのかどうか。それが非常に心配なものですから、そこのところについての考え方を伺いたいというふうに思います。

さらには奨励金の額が４ページの上段に書いてありますけれども、これこそまさにお金がない中で奨励をするわけですから、この金額で当然だというふうに思うんですが、３０万円、２０万円、１５万円とその２分の１も含めて、こういう金額で果たして、企業が一部誘致されておりますので、その関係で那須烏山市も含めて住居を探しておられる方もいるというふうには思いますけれども、その一部の人のために果たして人口増に寄与するような定住促進の起爆剤になるのかどうか。

やはりほかから来られる方に、那須烏山市は本当に一生懸命人口増のために頑張っているというようなものに映るのかどうか。すべての市民に新しいうちを建てたり、リフォームした場合にお金がおりるということで、ちょっとそれだけでは定住促進という条例の名代に沿った効力が発生するかどうかわからないと私は思うんですよね。だから、これだけでなくて、加えてほかから那須烏山市に住んでみたいといわれる方々に、本当にきらりと光るそういうものを今後どのように構築する気があるのかないのか。その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　後段の部分については政策的なことでございますから、私からお答えいたしますが、まずこの定住促進の目的は、この目的に書いてあるとおりでございますから割愛をさせていただきますが、人口増も税収増も含めてこれを必要十分条件として考えております条例であります。したがいまして、今回の条例につきましては、市民にも枠を広げたというところと事務を一元化したということが大きな修正点でございますけれども、この中でこの額を見てもおわかりいただけるように、固定資産税相当額を一時金として奨励金としておりま

す。

　したがいまして、この支出は１年目にすることになりますけれども、税は税、公金は公金でしっかりといただきますので、これは損得勘定は全くございません。したがって、市の歳出は全くない。むしろ税収が若干上目になるというような想定をいたしております。したがいまして、ばらまき的なことということについては、そのような表現は当たらないのかなと思います。

　またさらに、今、団塊の世代が退職をいたしまして、いわゆるＵターン組というのもねらっております。田舎暮らしをして実家に入ろうかというようなＵターン組も当然出てまいります。したがいまして、６月のときの上程でありますと、それは該当いたしませんので、もちろんＵターン組も人口増につながってまいりますから、そういった優遇策も拡大をしたということでご理解をいただきたいと思います。

　さらに、この定住促進条例はあくまでも人口増、税収増の１手法とご理解をいただきたいと思います。この中にはやはり直接新築という、あるいは中古住宅の改修ということにとどまっておりますが、これがすべての策ではないというふうにご理解いただきたいと思います。したがって、この背景は、この前もいろいろご意見をいただきましたように、福祉、教育、医療あるいは道路整備といったところが本当に大きな課題としてあるわけでございますから、そういったことについては身の丈に合った那須烏山市独自の要綱なり規則なり、こういったところを議会とも相談をしながら別建てで構築していきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

　私のほうからは以上であります。

○議長（小森幸雄君）　　総務部長大森　勝君。

○総務部長（大森　勝君）　　先ほどの認定審査関係等については慎重にしなさいというようなご提言だろうというふうに思っております。当然、今回、奨励金の対象としてはすべて固定資産税関係に絡んでまいるものでございます。そういうことからすると、所有権の確認というものはすべてできるんだろうというふうに思っております。そのほかに大きな条件といたしましては、公金の滞納がないことというふうになってございまして、その辺については各課との連携は当然図っていかなければならないというふうに考えております。これら等につきましては十分内部で検討させていただきまして、均衡を失しない対応をとらせていただきたいと思っております。

　リフォーム関係等のお話がされておりました。基本的には今回の補助対象等についてはリフォーム関係等については対象外でございます。例外といたしまして、空き家改修、これは情報バンクに登録をされたものというふうに限定をしてございまして、これのみリフォーム等については対象という取り扱いにさせていただいております。

オウム関係、暴対というようなお話がされているわけですけれども、これについては条例から単純に考えれば対象ですよというふうになってまいると思います。しかし、そういう現状等が出た場合については、１つの課題としてどういう取り扱いをするか、これについては後で検討させていただきたいと思っております。犯罪等に絡むもの等についてはやはり認定外というような考え方になってくるのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君）　１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　市民に不安を及ぼすようなものについては条例の対象になるなんていうことは言わないでほしいなというふうに思いますので、その辺も含めてこの審査認定にあたっては慎重に慎重を期してもらいたいというふうに思います。

先ほど市長のほうから定住促進の一例ということで出しているんですよと。これだけではありませんということで、私も全くそのとおりで、定住するためにはいろいろなことが考えられますよね。政策のすべての総結集ですよね。まずは仕事を探さなくてはならないのが１つですよね。これは市内であろうと市外であろうと、まず経済行為をはっきりさせるというのと、あとは何と言っても、医療、福祉、教育、このハードだけではなくてソフト面をきちっと整備をしてこそ、安心して家族で住めるというふうになるのかなと思うんです。

例えばさくら市は中学校３年生まで医療費無料ですよね。そういう点で、向こうのほうが都市部に近いわけだし、条件もいいわけですから、そういう意味では本当にこちらのほうで医療、福祉、教育について那須烏山市でも十分、それも予算の範囲内なんですけれども、市民の幸福に沿って頑張りますよという点を一緒のメニューにして、総体的に定住促進を進めるということでいってもらいたいなと。農業の問題もそうでしょう。米がこんなに安くちゃ米なんかつくらないほうがいいわけだから、産業政策、それと医療、福祉、教育、このソフト面、これも含めて那須烏山市にぜひ住んでいただきたい。こんなメニューがありますよということで力強く頑張ってもらいたいなというふうに思うんですけれども、その辺をもう一度確認しておきたいと思います。

○議長（小森幸雄君）　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　私も就任以来、いろいろと公約なり自分なりのビジョン、マニフェストといったものを作成をして、今、その実現化に向けて努力を傾けているところであります。その中でやはり今、ご指摘のとおり教育、福祉、医療というのは、この那須烏山市は大変地の利も生かして定住についてはそれらを充実することによって必ず定住者がふえると私も確信をいたしております。ただ、若干この道路の整備なり、ＪＲ烏山線は走っていても不便さを感じるというところも大変やはり定住の支障になっていることも事実であります。

したがって、住民が望むインフラ、教育、福祉、医療については身の丈に合ったでき得る諸施策は講じていきたいという気持ちでいっぱいであります。また、そのような施策を大いに私どもも提案をいたしまして、議会のご協力、ご理解もいただきたいと考えております。

具体的には来年の当初予算でも、今、各部からのヒアリング、そして私の公約あるいは政策あるいは総合計画、総合計画も議決をいただきましたから、基本計画、成果指標、これも出させていただいております。そのようなこともあわせて、まずは平成２０年度の当初予算に反映できるものは大いに予算づけをしていきたいと考えます。

したがって、結果としてはこの市の活性化は人口増だと。あるいは何とか３万人を確保したいというふうに言っているわけですから、そういうことに尽きるわけでございまして、でき得る諸施策は実現化に向けて実行していきたいというスタンスで考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小森幸雄君）　　１番松本勝栄君。

○１番（松本勝栄君）　　関連なんですが、支給の認定審査ですね、これは先ほどもいろいろ出ましたんですが、まず立ち退き補償金等が出ているところですね、例えば県道、市道等のところについてはどうなのか。それと、居室とトイレ、浴室、玄関等がついていれば住居専用という見解なんですが、かなり狭くてもそれだけあれば住居なんだという場合、それもちょっと認めてしまうのかなという、その辺の審査の基準をちょっと厳しくしてほしいというのが私の要望なんです。

それともう一つ、この定住促進法が成立した場合、やはり各市町村、県外等に対してのＰＲ活動をぜひしてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　後段の部分でございますが、今、企業誘致はおかげさまで数件ほど成功事例がございます。今、私をはじめトップセールスを行っておりまして、それと関連づけまして私は事務を一元化するつもりでおります。そのようなことから、定住も企業も一元化をした形でセールス活動に邁進していきたいと考えておりますので、ひとつ議員さんにもご協力いただければ大変ありがたいと思います。

○議長（小森幸雄君）　　総務部長大森　勝君。

○総務部長（大森　勝君）　　立ち退き補償は公的機関からの補償、または民間からの補償というものも考えられるというふうに思います。これらについては今の条例の中で想定をしている。考えてみますとやはり補助対象外になるという考え方をもっております。

住居関係の審査関係をもう少し厳しくというご意見をいただきましたが、この関係等につき

ましては、１つの要件をあげているわけでございまして居住のように供するというのが大前提でございます。建物で簡単なプレハブというんですか、そういうもので出た場合等については、状況、現地調査、そういうものをしながら居住用に耐えられるかどうか。そういうものを判断基準として認定をさせていただきたいというふうに思います。

運用のＰＲ関係等については、議会の議決をいただければ具体的な例を挙げながら、市民のＰＲまた誘致ということも考えられますので、誘致等に絡んだ場合等については積極的なＰＲを進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君）　　１８番樋山隆四郎君。

○１８番（樋山隆四郎君）　　議案第２号　烏山定住促進条例が今上程されているわけでありますが、私はこの中から何点かにわたって質問をいたします。まず最初に、定住を目的とした、そして市外からの移住による人口増加、市民の定住促進を図り、もって市の活性化に寄与することを目的とする。こういうふうな目的が第１条で定められているわけであります。

しかしながら、この第２条の定住のところに市民ということがあるわけです。市民すべてにわたって、建物を建てればこの奨励金を出しますよ。あるいは空き家を改築すれば、しかも市の情報に載っているものであれば１５万円の奨励金を出しますよ。私はこの定住というものに関して、だれでもいい、年齢の制限もない、こういうような条例というものは私の知る範囲、見たことがないのであります。

先ほど平塚議員の質問の中にありましたが、これはばらまきではないのか。私もインターネットを通じて少なくとも１００以上の条例案あるいは推進制度を見ましたが、その中に、これが入っているところは１件もなかったわけであります。どういうものがあったかというと、転入者あるいは転出防止のために新婚の方が家を新築したならば、そのときには奨励金なり補助金をあげますよ。あるいは何平米以上、建築面積のあるいは建築費用の、特に建築費用に関しては何％以内、そしてその限度額は１００万円以内とか、どちらか低いほう。こういうふうな規定が必ずついているわけであります。これはどんなうちをつくってどういうふうな人が建てようが、これに関して何ら規制はないわけであります。

こういう奨励金が市民の税金をもって賄われる。これが果たして妥当なのか。もっと大きく考えれば、この那須烏山市の財源状況は非常に悪い。こういう中で、これほどのばらまきをやっていいのか。他に例をみない条例をつくって、それほど財源に余裕があるのか。これはあくまでも公金でありますから、新築する人は３０万円あるからやろうと言ったわけではありません。もらえるからやろうと言ったわけじゃないんです。５年も１０年も、人によっては２０年も前から計画をしてこれを進めているわけでありますから、この中にもらえばいいや、もらえ

るものはもらいましょう。こういう考えに至るようではこれからの市政運営はどうするのか。

私は市長が言っている協働、我々がやれるところと行政がやってくれるところを見つけて、そして効率のいい財源投下の少ない事業、こういうものをこれから押し進めていこうじゃないか。そして自分たちの住みやすいまちをつくろう。片や建物を建てれば３０万円、中古を買えば２０万円、空き家を改修すれば１５万円というような施策を、この条例の中で可決しようとしているわけであります。この条例が制限のないものであって果たしていいものか。ここに私は市長に対して質問する第１点があるわけであります。

それと、先ほどの大きな問題でありますが、公金の使用。今、現に補助金検討委員会というものは市長が委託をして、そして検討委員会が既に行われているわけであります。それは各事業、見直しであります。これには基準がありまして、広域性があるのかとか公共性があるのか、費用対効果はどうなんだという１つの基準を設けて各団体の内容を精査しているわけであります。果たしてこの補助金条例が今の補助金検討委員会の審査にどういうふうな結論が出るか。

費用対効果ということでありますが、私はこの条例を促進、制定することによって、今までの人口減に少しでも歯どめがかかったり、あるいは少なくなったり、年間２００人近く減少している人口が５０人なり３０人なりがとまったぞ。こういう条例をつくらなければ意味がない。それにはいかに多くの他町からの市民を導入するか。しかし、この条例にはその差別がないわけであります。だれでも入れちゃおうと。

それともう一つは、この問題に大きくかかわる問題は、推進と言いながら人口減、産業の活性化ということをうたっているわけでありますが、いかに魅力あるものをつくるかというこの視点に欠けているわけであります。ただ、人がほかから来て家を建てればいいですよじゃなくて、先ほど平塚議員が言ったようにそのほかのもの、そうすると小さいものでは、転入してきた家の子供が１人いれば、義務教育の範囲内ということでありますが、１０万円。第２子は２０万円、第３子は３０万円。あるいは水道加入金の２分の１、結婚祝い金であるとか、いろいろな施策があるわけであります。こういうものは当然、市外から人を呼ぶための呼び水になります。こういうものも何もない。ただ単に市民であればいいよ。建物促進条例みたいである。こういうものであって果たしていいものか。これをまず市長にお尋ねいたします。これがまず第１点であります。

第２点目は、条例の中身もそうでありますが、私はこの施行、１１月１日にこの条例を可決して、施行は1月１日からだ。こういう条例も見たことがありません。条例を制定して最低で半年、長ければ１０カ月、これが普通であります。行政としては周知徹底期間を必ずおく。こういうものに何の配慮もない。制定して、さあできたぞと、いつからだと言ったら1月１日からだと。これではいかに拙速と言われてもやむを得ない。行政を運営する市長として、この期

間にどういうふうな説明をしていただけるのか。まずその点を２点目として質問いたします。

３点目は、この条例は５年ということでありますが、５年というのは長過ぎる。なぜならば条例を施行して１年目、これは周知徹底しない。しかし周知徹底して２年目に本格的にこの条例を利用する人が出てくるわけであります。それで３年目になって効果がなければ、これはむだな財源である。ですからそこで失効するというのがほとんどの条例であります。しかし、今この条例は５年、検証する期間が長過ぎる。効率のない補助金、奨励金を垂れ流すことになる。だから、私は３年あれば十分だ。それ以上の年限は必要ない。その中で効果があればこれは継続すればいい。こういうふうになるわけでありますから、わざわざ５年という年限を設けることは必要ない。市長はなぜそれを５年というふうにしたのか。３点目にお伺いをいたします。

そして、この大目的にある市の活性化に寄与するということでありますが、今、新築している建物の約８割はハウスメーカーであります。在来工法を使って地元の業者で建てるのはごくわずかであります。しかし、この地元の業者をいかに活用するか。そして、経済波及効果をいかに広めるか。いかに高めていくか。この視点がここには欠落をしているわけであります。ハウスメーカーは工場でつくったものを組み立てるだけであります。この地域に経済波及効果が非常に少ないのであります。ですから、経済波及効果を拡大させるためには、どうしても地元の業者の方に在来工法でやってもらうのが一番いい。しかし、若い人は在来工法に向いていないのかどうかわかりませんが、あるいはプレハブメーカーのセールスが上手なせいかどうか、これはわかりませんが、なかなか在来工法で新築をする人が少ない。しかし、それに対する呼び水施策というのも必要ではないのか。

それと、もう１点、この条例をつくったことによってどういう効果が生まれるのか。これは恐らく統計があると思いますが、今までの転入者、転出者、あるいは新婚で新しくここに家を建てる人、こういうものに対する資料はあるのかどうか。平成１８年度までの資料があるのか。そして、これから５年間、この条例を実行して施策をしていくにあたって、しっかりした検証ができるのかどうか。それがそろっているのかどうか。これを質問いたしまして、第１回の質問といたします。

○議長（小森幸雄君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　５点にわたりましてご質問いただきましたが、順次お答えをさせていただきたいと思います。まず、目的はこの条例にも書いてありますように、人口増、人口流出ということを目途においております。ただ、この条例はやはり私は一施策のための条例だというふうにご理解いただきたいと思います。やはり定住人口を進めるためには、先ほど申し上げましたけれども、市民が望む道路のインフラをはじめとするそういった整備を初め教育、福祉、医療、こういった自立が必ず欠かせません。したがいまして、こういったところは今後先

ほども総合計画あるいは私の施策なりをすり合わせをいたしながら、当初予算にあらわして随時実現化を図っていきたいというふうにご理解をいただきたいと思います。

確かに公金を使うということでこれは条例化にさせていただきましたが、これはあくまでも固定資産税相当額でございますから、単にこれを３０万円、２０万円をばらまくということではございません。これは税収でしっかりといただくわけでございますから、この新築２０万円というのは新築をして３カ年のほぼ平均的な固定資産税相当額になります。大体２１万円というふうに言われております。したがいまして、その枠内で２０万円という設定をさせていただきましたから、これは２，５００万円がこの奨励金といたしまして歳出はいたしますけれども、歳入といたしまして２，５００万円相当額は税収で上がる、公金収入で上がる。このようにご理解をいただきたいと思います。

また、制限なしというようなご指摘もありましたが、これは今の公金等の未納等については対象者といたしませんし、５年間の時限立法、ひいては１０年間の誓約ということも制限を設けておりますので、そのような条例の中で制限枠は設けておりますので、このところもご理解をいただきたいと思います。

施行日の問題でございますが、私は６月の定例会に定住促進を上程させていただきました。半年間の周知の後に１月、固定資産税相当額で上程しましたから、固定資産の課税は１月１日ということでございますから、１月２日施行というふうに考えておりました。私はその後、市民の皆さんからもいろいろとご意見を聞きながら進めてきたつもりでございますが、その中でどうしても施行日はやはり１月２日は外すことはできないというふうに実感をいたしておりました。

したがいまして、今回は一時奨励金ということでございますから、この１月１日ということで、６月に上程をしたその施行期日を１日だけ上回らせていただきまして市民の負託にこたえる。こういう形をとらせていただきたい。また周知期間、議決いただければ２カ月間ということになりますが、６月の上程でおおむねそういった市民への理解もある程度周知できているのかなというふうな理解をいたしております。したがいまして、この条例の議決後は２カ月間でございますが、理解がいただけるものかなと考えているわけでございます。

また、市の活性化に寄与し、経済効果はというようなことでございましたが、確かに今の新築の状況を見ていますと大体どこの市町村もそうでございますけれども、８割はハウスメーカーだというふうに私も承知をいたしております。あとの２割はどうなんだということになりますと、いろいろとリフォームを含めて地元の業者さんなりあるいは大工さんなり設備屋さんなりというところがある。ただ、８割の中でもそういった下請に資する業種、水回りの設備屋さんあるいは電気屋さんといったところは、このハウスメーカーでも地元を使っているようでご

ざいます。そのようなことから、全く８割そのものがハウスメーカーだけではない。新築をすることによって、大いに地元の業者の育成も図れるのかなと考えております。

この平成１８年度以降どのようなデータということについては、担当部長のほうからわかればお答えをさせたいと思います。

以上です。

〇議長（小森幸雄君）　　総務部長大森　勝君。

〇総務部長（大森　勝君）　　効果を図る上においての基礎資料ということになると思いますけれども、現在私どものほうで手持ちいたしておりますのは、平成１８年度中に新築された家屋等についてはすべて把握をしてございます。そうしますと、この条例については平成２０年１月ということでございますので、これらについては、平成１９年度中に新築をされている家屋については、現在、税務課において家屋評価ということから調査をしてございます。それらの基礎データを見ながら、この条例の施行に伴って新築がふえるかどうかという評価というものはできるというふうに思っております。

住宅と新築をした者の転入者等についても評価からすべて把握をして、そうしますと新しく住民がふえるということになりますと、当然経済効果があるというふうに考えております。これらの効果等については１つの例を申し上げますと、家庭調査年報というものがございます。これについては１世帯当たり年間に消費する金額ということになるわけですけれども、平成１７年度の例で申し上げますと、栃木県においては、１世帯がふえる場合については４１１万８，８６８円の効果があるというような試算がされております。単純に平成１８年度は２４戸という土地と家屋、新しい住民がふえたということもございまして、単純にこれを考えてみますと、約９，９００万円の経済効果があるというふうに思っております。

そのほかに建築費関係等についても、樋山議員からは地元業者というようなお話で、そのほうが直接経済効果があるだろうというご意見だろうと思います。これらについてはもう少しグローバル化、マクロ的に考えますと、評価額から投資額等については私は想定ができるのかなというふうに思っておりまして、そういうものを見ながら経済効果については試算をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長（小森幸雄君）　　市長大谷範雄君。

〇市長（大谷範雄君）　　申しわけございません。答弁漏れが１つございまして、５カ年の時限立法は長過ぎるのではないかというご質問でございます。原案は１０年とさせていただきましたけれども、全員協議会の意見を集約いたしまして５カ年に縮めさせていただきました。やはり一線を引くということでございますから、これを３年がいいか１年がいいか５年がいいか

ということは、なかなか難しい判断を要するところでございますが、５カ年間の検証というよりも、これは毎年毎年この実績が出ます。そういった申し込み状況も出ます。転入してくる方の状況もよくわかるわけでございますから、そういったところは毎年検証されるわけでございます。そういったところで５年待たなくても、何条あるいは何項がふぐあいだというようなことであれば、条例の一部改正というのも柔軟に対応するということでできますので、ひとつ５年でがんじがらめに５年を踏襲するという考えはございませんので、これもご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君）　　休憩いたします。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時２５分

○議長（小森幸雄君）　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

　１８番樋山隆四郎君。

○１８番（樋山隆四郎君）　　市長からの答弁がありましたが、まず第１点の施策はどういうものかというと、これは施策の一環である。ですから、インフラの整備というものも当然必要である。当然必要であると言って総合計画なり、あるいは基本計画なり、実施計画なりでやっているんだから、あくまでもこれは施策の一環としてのものだという答弁をいただきました。

　施策の一環であるというのであれば、この定住促進をもっと範囲を広げて、そしてこういうふうな施策の中の一環である。その全体像を定住促進として提案すれば問題がないわけであります。市長の答弁もこれは簡素化されるわけであります。今の問題は定住促進の１つである。

　しかし、そのほかにこういう施策をもって道路の整備であるとか、学校の整備であるとか、あるいは乳幼児の支援センターであるとか、皆さんがこの市に来て住みよくて非常にいいですよ。どうか他の市町村と比べてください。そこに私の施策の一環はあります。こういう位置づけでもってくるのならわかります。ただ単にこの定住促進条例を可決してくれと。こういうものを議案として提案します。ですから私は質疑をしなければならないわけであります。そのインフラ整備以外の定住促進の目玉となるものは何なのか。まずこれが２番目の質問の第１点であります。

　それと、固定資産税の税額はツーペイである。あるいは長年で見れば増額になるんだ。そういう答弁でありましたが、これはこの施策であれば、この施策をやってもやらなくても来る人は来る。出る人は出る。人口の本当の意味での転入あるいは転出の歯どめになるのか。固定資産税３０万円というのは３年間の税額に匹敵するものだということを言っていましたが、これは５年続けるわけであります。

固定資産税をふやすためにはどうするのか。だから転入促進なのであります。５軒の家が入ってきて、５軒の家が出ればツーペイであります。しかし、５軒の家が出ていくのに７軒や８軒が入ってきたというのならわかります。それはこの条例のおかげだ。この条例の魅力に基づいて来たんだというのならば、固定資産税が増額になるということは自明の理であります。ですから、固定資産税は入るんだ、入るんだと言ったって、今までのように人口がどんどんどんどん減っていく。そして、他町に住む人もいる。特にこの那須烏山市の場合には高根沢の光陽台、ああいうところに新居を求めていく人が多いわけであります。ですから、その新居を求めていくのをいかに防ぐか。ここにこの条例の目的があるんだろう。またそうしなければいけないんだろうと思います。

しかし、２０万円、３０万円程度では、果たしてその効果があるのかどうか。私はそこは疑問に思うところであります。市長は３０万円で十分に効果がある。そして転入を増加することができると判断するのかどうか。この辺の回答をお願いいたします。

それと施行日の問題でありますが、既に６月議会に上程をして否決をされて話題になったから、この問題は市民に周知されているのではないかという答弁でありましたが、果たして市民に周知されているのかどうか。この条例に無関心の市民が多いのではないかと私は考えるわけであります。ですから、周知徹底はまだまだされていない。

次に、経済効果ということで、ハウスメーカーの仕事でも設備屋あるいは電気屋あるいは基礎屋という人がこの新築にかかわっているから経済効果はあるのではないかという回答でありますが、それはないことはないのであります。ただし、設備関係は地元の設備屋を使うとは限らないんです。今は地元の指定業者がやれるということはないんです。那須烏山市の業者が宇都宮に行っても、宇都宮の業者が来てもできるようになっているんです。

ですから、この問題に関しましては電気屋にしても何にしても、ハウスメーカーが指定して何社かの協力会社をつくっているわけであります。その協力会社というか、そういう協力業者にしか発注をしないわけであります。ハウスメーカーも効率を問題にしますから、新しい人が入ってきて一から説明をしてこうだ。うちの仕様書はこうだからこれにしてください。だめ直しをさせたりしたら工期に間に合わない。だから、協力業者に関してはここまでをどの業者に与えると。ですから、経済効果というものは非常に少ないわけであります。

しかし、地元の建築業者がやれば、材料１つ、釘１本、すべて地元から調達しているわけであります。ですから、そのほうが経済効果は何十倍にもなるわけであります。こういうものがこの目的に沿って行われるためには、地域の振興ということに関しましてはぜひ地元の業者ができるような誘導政策もとらなければならないのではないのか。

それと、最後の５年間というのは時限立法だったと。だから一部改正すればいいんだ。こう

いう考えであるならば、この条例を５年にしても１０年にしても同じわけであります。いつ、どこで、どういうふうに改正してもいいんだというふうな考えに基づいて条例を制定する、あるいは議案として提出するということでは、あまりにもあやふやではないのか。私はこの５年という年月は長過ぎると言ったのは検証期間を含めて３年あれば十分にあるという考えでありますから、この点についても市長はもう一度どういうふうな考えで一部を改正すればいいんだというふうな答弁になったのか。この辺を質問をして２回目の質問とします。

○議長（小森幸雄君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　２度目の質問をいただきまして、第１回目の質問での答弁漏れも含めて再度お答えを申し上げますが、確かにご指摘のように、これは私は１施策というふうに認識をしておりまして、定住促進がこれですべて完璧なものにできればこれにこしたことはございませんが、私はそれは不可能だと思いまして、やはりこれは１手法、新築にはやはりお金を要します。そして、本市においては都市計画の線引きはやっておりませんけれども、都市計画に基づく制度を取り入れておりますから、建築確認というのが必要でございます。これもある程度の金額がかかってまいりますから、新築をする場合には２分の１ぐらいを補助してもいいのではないかというのがやはり本音でございますから、そういったことでは応分の身の丈に合った奨励金制度だなと思っておりますので、その辺のところは再度よろしくご理解をいただきたいと思います。

　やはりその中で書かれております道路のインフラ整備も今まで地域活性化計画の中で合併をしたメリットを出させるために道交付金とセットいたしまして２８億円の地域活性化計画、道路計画も平成１９年度を初めといたしまして認証いただいております。またさらに、こども館も設置をさせていただきました。さらにいろいろでき得る諸施策は平成１９年度もやってまいりました。

　今後も先ほど数人の議員さんからもご指摘いただいているように、教育、福祉、医療といったところも大事だということでございますから、今、平成２０年度の当初予算に向けたヒアリング中でございますが、子育て支援に関すること、あるいは那須烏山市については魅力のある施策を講じまして予算化をしていきたいと、今前向きに検討しているところでございますから、ぜひこれは１施策ということでご理解を賜りたいと考えております。

　さらに、経済効果でございますが、確かに請負業者はハウスメーカーが８割でございますから、すべて電気も設備も建築の本体部分もセットで見積もりを出させるというのは当然でございますが、やはりオーナーの意見というのは大変強くて、発注者はどうしてもアフターフォローが必要でございますから、どうしても故障になりがちな電気部門、設備部門については今までもおつき合いがある地元業者でという意見も大変強いと思っておりますから、そういったと

ころで聞いていただければ、先ほどの２割の地元の業者さんプラス設備、電気業者も経済効果が上がってくるのかなということでお答えをしたつもりでございます。

この市民への周知でございますが、このことについてはぜひご理解いただいて、１月１日から施行させていただきたいと思います。市民の中には６月のときに、もう既に私は心待ちをしているんだというような声も聞いておりますし、せがれを迎えるんだというようなことも一部の市民からも聞いております。したがいまして、これを遅らせることは、そういった市民の負託にこたえられないと思っておりましたので、１月１日を外すことはしないようにということで固い決意で私は判断をしてきたつもりでございます。これもひとつご理解をいただきたいと思います。

またさらに、５カ年間の時限立法でございますが、私はいいかげんなつもりで毎年変えればいいやということを言っているつもりはございませんので、毎年毎年しっかりした検証をいたしますので、その中でふぐあいが生じた場合、見直しも辞さないということでお答えをしたつもりでございますから、このこともご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君）　　１８番樋山隆四郎君。

○１８番（樋山隆四郎君）　　今、市長から、るる説明がありましたが、私はこの定住促進条例というものがこの本議会の中で決議され、そして報道機関によって市民に知らされ、他市町村が見ているという中で、栃木県の最初の定住促進条例となるにしては、あまりにもこの問題に関しては周囲の目がここに集中しているわけでありますから、しっかりした本当の意味での定住促進条例にこれを執行部として提案していただきたかったなと考えるわけであります。

時間もそろそろ迫っておりますので、答弁は結構です、私はこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（小森幸雄君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

１８番樋山隆四郎君。

〔１８番　樋山隆四郎君　登壇〕

○１８番（樋山隆四郎君）　私は、この条例に関しましては反対の立場から討論をいたします。今、質疑の中で、るる私は述べましたが、最後の段階でこの那須烏山市の定住促進条例、私は県の振興課で栃木県でこの条例を制定したところはあるのかと確認をしたところ、今のところ１件も栃木県にはない。ただ、推進協議会というのはある。そして県として各２５市町村が参加している中で東京に栃木県のＰＲをしている。そういうことはやっていますが、この定住促進条例に関しては那須烏山市が初めてであろう。また、６月の定例議会に関しても結果を注目していたところだ。今度のこの議会に提案されることも知っておりました。ただし、大平町と鹿沼ではこれに似たものがありますという回答でありました。

ですから、那須烏山市の定住促進条例がどういうものか。この議会にかかっているわけであります。この議会がこの条例を可決することによって、この議会の資質が問われるわけであります。これは各議員個人個人の問題であります。ですから、なぜ第１号であるのにこういう条例を執行部は出してきたのか。もうちょっと完備をして６月から期間はあったわけでありますから、流出人口を抑える。流入人口をふやす。定住促進のためにどういうふうにしたらいいのか。これができたはずであります。

しかし、先ほど私が申したように、家を建てればここに住んでいればだれでもいいですよ。空き家でも何でも市に登録してあれば改修費も出しますよ。これではこの財源が厳しい自治体として果たして適当なのかどうか。もし転入してくる人であれば、Ｕターンを含めても６５歳未満であるとか、新婚であれば４０歳未満であるとか、そういう人が新築あるいは土地を購入したならば補助金をあげます。こういうような条例であれば、また、施行期間の問題、こういう問題を含めて、私はこの条例をここで決議をして、市民あるいは他の人はどういうふうに見るのかなと思ったとき、これでは不備であるから、私はこの問題には賛成をしかねるという立場をとったわけであります。

ですから皆さんは、決議をしてからでは遅いと言うかもしれませんが、パソコンをお持ちの方は各自治体のこの定住促進条例の項目を開いていただきたい。３０万円から５０万円から１００万円から、追加を含めて１５０万円、いろいろな条件があります。こういう条件の中でどれを当市としては選ぶのか。財源はいかほどなのか。１年間２,５００万円というふうな試算をしておりますが、これが５年間続くわけでありますから、これは大変な金額になるわけであります。補助金検討委員会は５万円、１０万円という補助金のカットに専念をしているわけであります。それは財政が厳しいという状況のもとでやっているわけでありますから、この問題に関してはぜひともそういう問題を含めてやっていかなければ、これから先は行財政運営はなかなか難しいものがあるんじゃないか。私はそのような観点から、財政面からあるいはこの

条例の不備な点からいろいろな問題を勘案しても、賛成することはできません。

以上の理由から、反対討論といたします。

○議長（小森幸雄君）　　次に、賛成討論の発言を許します。

８番佐藤雄次郎君。

〔８番　佐藤雄次郎君　登壇〕

○８番（佐藤雄次郎君）　　本臨時議会に提案されている議案第２号　那須烏山市定住促進条例につきましては賛成の立場で申します。

特に前もっての準備はございませんでしたが、目的、第１条、第２条ずっとございます。今まで何回となく全員協議会を開き、この促進条例につきましては県内で初めてであるから云々ではなくて、正しいものは最初からやるという立場で私は賛成します。初めてのことは何でも大変だ大変だじゃなくて、やはり前向きに進むことこそ大事だと思います。そういうことでありまして、この第１条からるる説明があったのは皆さんはよくご存じでありますので、私はこれは賛成の立場であります。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小森幸雄君）　　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君）　　ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第３　議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君）　　起立多数。

よって、議案第２号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第４　議案第１号　平成１９年度那須烏山市一般会計補正予算について

○議長（小森幸雄君）　　日程第４　議案第１号　平成１９年度那須烏山市一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第１号　平成１９年度那須烏山市一般会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

まず、予算の概要でございますが、予算額は１，１４８万円を増額いたしまして、補正後の予算総額１１１億７，８３７万円とするものでございます。内容につき概要を申し上げます。一般会計補正予算第３号につきましては、定住促進対策事業、速やかに対処すべき事業等が生じましたことから、補正予算を編成いたしました。

歳出でございますが、総務費といたしまして旧野上小学校改修工事に先立ちまして、耐震診断及び耐震補強設計が必要となりましたことから、これにかかわる設計業務委託料を追加計上いたしました。また、定住促進対策費といたしまして、定住促進条例の施行に伴いまして、定住を目的に市内における土地または住宅を取得した場合の当該取得者に対しまして奨励金を支給するための経費３カ月分を新たに予算措置をするものでございます。

なお、これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。提案理由の説明とさせていただきましたが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君）　　以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　今回の補正予算は２つですね。１つは市有財産管理費というのが７９８万円、定住促進対策事業費が３５０万円ということでございますが、上のほうの市有財産管理費関係は、この間の全員協議会で説明のあった野上小学校改修工事に伴う耐震診断の委託料というふうに思われるんですけれども、この間は９００万円かかるという説明だったんですが、約８００万円ということで１００万円下がるんですけれども、これはどんなことなのかご説明いただきたい。あわせて定住促進対策事業費の３５０万円はどんなふうな、これは1月1日から年度内の３カ月分というような考え方なんでしょうか。この辺の説明をお願いします。

○議長（小森幸雄君）　　総務部長大森　勝君。

○総務部長（大森　勝君）　　この前の説明については概略ということでご説明を申し上げました。今回、予算計上しておりますのが、旧野上小学校の耐震診断業務委託３７８万円、野上小学校の耐震補強設計業務委託が４２０万円、トータルで７９８万円ということになります。そのほかに野上小学校の改築関係の設計業務委託等がございまして、その関係が当初予算については３００万円計上していたわけですけれども、実際の入札を行いました結果、１８０万6，０００円ということで決定をさせていただきました。そのほかに今回予算計上してございませんけれども、当初予算等で計上しなければならないというふうに思っておりますけれども、実際に設計が終わりますと工事に入ります。工事監督業務委託等を含めてみますと、現在積算しておりますのはトータルで１，０９８万円ぐらいかかるだろうというふうに想定いたしてございます。

定住促進対策事業費３５０万円の積算関係等につきましては、総体で１５件ほど積算をさせていただいております。住宅と土地関係等につきましては５件で１５０万円、住宅のみ１０件で２００万円ということで積算をいたしてございます。これは全く見込みということで計上させていただいている関係から、実績等を見ながら不足等が出た場合については３月補正の対応をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君）　　１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　説明が今ありましたけれども、よく中身がわかりませんので、１，０９８万円を後で細かくわかるように聞きにいきますので、資料をください。

以上です。

○議長（小森幸雄君）　　１７番中山五男君。

○１７番（中山五男君）　　１点質問申し上げます。もう１点は要望申し上げたいと思います。

９月の定例会でこの旧野上小学校の改修工事の設計委託料が計上されました。今回は耐震構造の設計委託料が計上されているわけなんですが、それぞれこの工事費におよそいかほどかかる見込みなのか。現時点でわかりましたら答弁を願いたいと思います。

もう１点なんですが、これは前にも私、申し上げことがあります。この予算書の説明欄ですね。例えば委託料についても市有財産管理費となっています。これではちょっとこれを見ただけでは何を管理するのか非常にわかりづらいわけでして、具体的に、この場合ですと旧野上小耐震構造設計委託料とか、この下の負担金についても定住促進奨励事業費と、これは事業費かもしれませんが、これについても奨励金と表現していただければ我々議会議員としても非常にわかりやすいものですから、これからこの辺についてもご配慮いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君）　　総務部長大森　勝君。

○総務部長（大森　勝君）　　工事費関係のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

耐震補強工事関係等については、昭和５６年以降であれば耐震診断等についてはすべてマッチするのかなというふうに思っております。しかし、野上小学校の場合については５５年完成ということがございまして、１年前の設計構造計算になっております。そういうことから、どこまでの補強工事が必要なのかということで、金額が大きく変わってくるんだろうというふうに思っております。

内部的な資料、あくまでも想定ということでございますけれども、現在、耐震補強工事等については５，０００万円、また改修工事等については４，５００万円、トータルで９，５００万

円程度かかるのかなというふうに考えております。これについては当初予算に計上するまでには金額の積算等については明確にさせていただきたいと考えております。

予算の説明欄の書き方をもう少しわかりやすくというようなご質問でございます。これについては各市町村によって説明の付記の仕方は相違がございます。那須烏山市においては、現在目の説明ということにさせていただいております。節の説明になりますと議員さんからお話がありましたように、わかりやすい予算というふうになるわけですけれども、現時点では目の説明ということでご理解をいただきたいと考えております。

補正等においては附属書類等を一切出してございませんので、確かにわかりづらいかと思っております。当初予算等については附属書類ということで工事請負等の内訳、そういうものも出しているわけでございますけれども、この基本的な考え方等については議員さんのご意見等を踏まえながら、検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

〇１７番（中山五男君）　　了解しました。

〇議長（小森幸雄君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（小森幸雄君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長（小森幸雄君）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（小森幸雄君）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（小森幸雄君）　　ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第４　議案第１号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長（小森幸雄君）　　異議なしと認めます。

よって、議案第１号については、原案のとおり可決いたしました。

これをもちまして、この臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇　あいさつ〕

○市長（大谷範雄君）　　ごあいさつを申し上げます。本日１日の会期といたしまして開催されました第４回那須烏山市議会臨時会でございましたが、いずれの議案も原案のとおり可決、ご決定賜りましたことはまことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。なお、今会期中に賜りましたご意見等につきましては真摯に受けとめさせていただきまして、市政に反映させてまいる所存であります。

さて、秋は多種多様行祭事が那須烏山市内において大変目白押しであります。議員各位におかれましても、ぜひご参画をいただきまして激励の言葉をいただきたいと存じます。今後とも市活性化に向け、さらなるご指導、ご尽力を賜りたいと存じます。重ねて本日無事閉会となりました臨時会につきお礼と感謝を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（小森幸雄君）　　以上で、平成１９年第４回那須烏山市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

［午後　０時０３分閉会］

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成２０年３月４日

議　　　長	小　森　幸　雄
署名議員	滝　田　志　孝
署名議員	松　本　勝　栄